

送付資料一覧

- 1 代議員推薦にあたって(2025(令和7)年度公共図書館部会幹事候補・同部会推薦代議員候補について(資料)
- 2 公益社団法人日本図書館協会定款の改正について(資料①)
- 3 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について(資料②)
- 4 日本図書館協会代議員の任期について(20250319 資料③)
- 5 削除
- 6 公共図書館部会代議員選出にあたっての Q&A(資料⑤)
- 7 削除

代議員推薦にあたって

1. 定款改正、代議員選挙規程改正に伴うこれまでとの大きな違い

- (1) 従前、「施設会員選挙区選出」の代議員は、施設が選ばれるのか、人が選ばれるのか不明確だったが、施設を選ぶことが明確になった。
また、代議員の施設は、「施設等会員代表者」が指定する者に代議員業務をあたらせることができる規定となった。(代議員選挙規程第2条第2項)

幹事会でお尋ねのあった、人を選ぶのか職を選ぶのかについては、「者＝人」となる。施設等会員代表者が指定する場合、職を意識されることは想定されるがそのうえで、人を選ぶことになる。

- (2) 従前、代議員を代表者という意識で選出していたため、人事異動や各地区・ブロックの割り振りで代議員を変更していたが、今回の改正により、代議員の任期は選任から3年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時まで、となった。おおむね4年となる。(定款第14条)

また、代議員の資格を失うのは、会員資格を喪失した時に限られるため、人事異動等で代議員の職務ができなくなったときは、改めて施設等会員代表者は代議員を指定しなおすことが必要となる。

2. 2026年度～2030年度代議員について

2026年施行の代議員選挙終了後からの代議員推薦は、任期がおおむね4年になります。4月以降にあらためて文書をお送りいたしますが、各地区で選考を行う際にご留意をお願いいたします。

公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について

1. 改正の趣旨

2019 年 4 月に設置された「コンプライアンス再建検討委員会」から「代議員数は会員 100 名に対して概ね 1 人という定款の規程と大幅に乖離しており、定款違反状態にある。」との指摘があったことから、2020 年度に設置された「公益社団法人日本図書館協会定款第 13 条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ」での検討を経て、2022 年 7 月から 2023 年 9 月末まで設置された「公益社団法人 日本図書館協会 代議員定数等検討委員会」において、このことについての検討が行われ、同委員会「報告書（最終補訂版）」により理事会へ提出された改正案を基に、2024 年度通算第 1 回（定時第 1 回）代議員総会での意見を踏まえて改正を行う。

2. 改正箇所

定款「第 4 章代議員及び代議員総会」における第 13 条（代議員）、第 14 条（代議員の任期）及び第 15 条（補欠の代議員）の改正を行う。また、第 31 条（理事及び監事の選任並びに解任等）についても「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 70 条第 1 項に則った改正を行う。なお、代議員総会での意見を踏まえて修正する箇所は以下のとおり。

- ・第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の修正
- ・第 14 条の代議員の任期についての修正
- ・第 15 条第 2 項の修正及び第 3 項の追加
- ・第 31 条第 5 項の修正

3. 改正の手続き

2024 年度通算第 2 回（定時第 2 回）代議員総会で改正案を審議し議決する。（議決権の 3 分の 2 以上の多数）その後、内閣府へ定款改正の手続きを行う。

定款新旧対照表

代議員総会の承認による改正（2025.3.13）	現 行
（省略） 第 4 章代議員及び代議員総会 （代議員） 第 13 条 この法人に代議員を置く。代議員は<u>定款第 6 条に定める正会員の個人会員及び施設等会員からそれぞれ選出し、その合計を 70 名以上 100 名以内とする。</u> 2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出は<u>選挙区単位で次の通り行う。</u> <u>(1)選挙区ごとに 1 人の代議員を置き、以後正会員 100 人を超えるごとに代議員 1 人を追加する。</u> <u>(2)個人会員の選挙区単位は都道府県とする（以下「都道府県選挙区」という。）。施設等会員の選挙区単位はこの法人の活動部会及び団体の区分によるものとする（以下「施設等選挙区」という。）。</u> <u>(3)代議員選挙における得票数が 3 に満たないものは代議員になるこ</u>	（省略） 第 4 章代議員及び代議員総会 （代議員） 第 13 条 この法人に代議員を置く。代議員は、<u>概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする（小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる。）。</u> 2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員<u>選挙を行うために必要な事項は理事会が定める。</u>

<u>とができない。ただし、活動部会の区分による選挙区においてはこの限りではない。</u> <u>(4)本項第 1 号から第 3 号により算定した代議員数が、第 1 項の定数外となる場合、以下のとおりとする。</u> <u>1)その数が定数を超えるときは最も代議員数が多い選挙区から順次 1 名ずつ減じることとする。ただし、同じ代議員数の選挙区から減じる場合は、正会員数のより少ない選挙区を当てる。</u> <u>2)その数が定数を不足するときは、正会員数がより多く 1 名増ずるに近い選挙区から順次 1 人ずつ増ずることとする。</u> <u>(5)その他代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が別に定める。</u> 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 5 正会員は、第 3 項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。 7 第 3 項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の 1 月から 3 月までに実施する。 (代議員の任期と資格喪失) 第 14 条 代議員の任期は、<u>選任から 3 年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員</u>	4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 5 正会員は、第 3 項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。 7 第 3 項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の 1 月から 3 月までに実施する。 (代議員の任期) 第 14 条 代議員の任期は、<u>選任の 4 年後に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第 9 条</u>
--	---

は、第 9 条から第 11 条までの規定により会員資格を喪失したときは、<u>代議員の資格を失う。また、第 13 条第 3 項により各選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外に移動した場合は、代議員資格を失う。</u> (省略) (補欠の代議員) 第 15 条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における<u>当該選挙区の次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。ただし、当該次点者の得票数が 3 に満たない場合は補欠の代議員とすることはできない。</u> 2 <u>前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、定数に達しない場合には、原則として補欠選挙により代議員を選出する。</u> 3 <u>前二項に規定する補欠の代議員の任期は、その前任者の残期間とする。</u> (省略) (理事及び監事の選任並びに解任等) 第 31 条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。	から第 11 条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。 (省略) (補欠の代議員) 第 15 条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。 2 <u>前項に規定する補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</u> (省略) (理事及び監事の選任並びに解任等) 第 31 条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。
---	--

(2～4 省略) 5 <u>理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。</u> 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 1 月 21 日）から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 55 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第 13 条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。	(2～4 省略) 5 <u>理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、代議員総会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。</u> <u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がある、又はこれに堪えないとき</u> 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 1 月 21 日）から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 55 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第 13 条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
--	---

4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。 理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義 監事 清田義昭、土田正、松本香 <u>6 この定款の変更は 2025 年 3 月 1 3 日から施行する。</u>	4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。 理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義 監事 清田義昭、土田正、松本香
--	---

公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について

1. 改正の趣旨

公益社団法人日本図書館協会 定款の改正に伴い、公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程における必要な改正を行う。合わせて代議員選挙を実施するにあたり不明確となっていた箇所についての改正も行う。

2. 改正箇所

定款第 13 条の改正に平仄を合わせる改正（第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条、第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 21 条、第 24 条）のほか、第 2 条（定義）、第 4 条（選挙区）第 3 項、第 13 条（委員会の業務）、第 19 条（施設等選挙区の特例）、第 25 条（補欠の代議員）[改正後第 24 条]の改正を行う。

3. 改正の手続き

改正案議決の後、2024 年度通算第 2 回（定時第 2 回）代議員総会に報告する。なお、施行日は定款の施行日と同日とする。

公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程新旧対照表

理事会承認(20250220)	現 行
第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第 13 条第 3 項により<u>定められた</u>代議員の選出に必要な事項を定める。 (定義) 第 2 条 代議員とは、定款第 6 条第 1 項第 1 号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、<u>定款第 13 条に基づき選出された者で、定款第 13 条第 2 項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第 17 条に規定する代議員総会で議決を行う者をいう。</u> <u>2 定款第 6 条第 1 項第 1 号 2) に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）が代議員である場合には、定款第 7 条第 2 項に規定する施設等会員代表者が代議員業務にあたるが、あらかじめこの法人に届出ることにより施設等会員代表者の指定する者を代議員業務にあたらせることができる。</u> (選出方法) 第 3 条 代議員は、正会員の中から、<u>定款第 13 条第 3 項に基づき</u>	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第 13 条第 3 項により<u>理事会において定めることとされる</u>代議員の選出に必要な事項を定める。 (定義) 第 2 条 代議員とは、定款第 6 条第 1 号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、<u>本規程に基づき選出された者で、定款第 13 条第 1 項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第 17 条に規定する代議員総会で議決を行う者をいう。</u> (選出方法) 第 3 条 代議員は、正会員の中から、正会員の選挙により選出する。

正会員による<u>選挙</u>により選出する。 (選挙区) 第4条 正会員は、入会にあたって、所属する選挙区を登録するものとする。 2 選挙区は、<u>定款第13条第3項第2号</u>に定める都道府県選挙区及び施設等選挙区とする。 3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とで都道府県を異にする場合は、勤務地をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、<u>原則として東京都を選挙区とするが、国内在住時の最終居住地又は勤務地をもって選挙区とすることができる。</u> 4 施設等選挙区は、施設等会員に適用する。 (代議員の定数) 第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する<u>範囲内とする。</u> 2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在	(選挙区) 第4条 正会員は、入会にあたって、所属する選挙区を登録するものとする。 2 選挙区は、<u>別表1</u>に定める都道府県選挙区及び<u>別表2</u>に定める施設等選挙区とする。 3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とで都道府県を異にする場合は、勤務地等をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、<u>別表1中の東京都を選挙区とする。</u> 4 施設等選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）に適用し、<u>施設及び団体の種類の別によるものとする。</u> (代議員の定数) 第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する<u>基準に基づき、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって算定し、理事会で決定する。</u> 2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在の
--	---

の正会員数を基準に、<u>定款第 13 条第 3 項により算定する。</u> 3 前項の代議員の定数は、<u>定款第 13 条第 3 項第 2 号に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。</u><u>算定された各選挙区とその定数については代議員選挙公示時に公表する。</u> (代議員の任期) 第 6 条 代議員の任期は、定款第 14 条により、<u>選任から 3 年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時</u>までとし、再任を妨げない。 (省略) 第 2 章選挙管理委員会 (省略) (委員会の業務) 第 13 条 委員会の業務は、次の通りとする。 (1)会員への代議員選挙の周知 (2)<u>代議員の選挙区ごとの定数の算定と公表</u> (3)<u>第 8 条に規定する選挙人資格及び第 9 条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理</u> (4)<u>立候補の受付及び資格審査</u> (5)<u>代議員候補者の名簿の作成</u>	正会員数を基準に<u>算定するものとする。</u> 3 前項の代議員の定数は、<u>前条に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。</u><u>算定の細則は、理事会において別に定める。</u> (代議員の任期) 第 6 条 代議員の任期は、定款第 14 条により、<u>選任の 4 年後に実施される代議員選挙の終了のとき</u>までとし、再任を妨げない。 (省略) 第 2 章 選挙管理委員会 (省略) (委員会の業務) 第 13 条 委員会の業務は、次の通りとする。 (1)会員への代議員選挙の周知 (2)<u>第 8 条に規定する選挙人資格及び第 9 条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理</u> (3)<u>立候補の受付及び資格審査</u> (4)<u>代議員候補者の名簿の作成</u>
---	--

(6)投票及び開票の管理 (7)投票の有効または無効の判定 (8)選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知 (9)その他代議員選挙に必要な事項 (省略) 第 3 章 代議員の選出手続き (省略) (施設等選挙区の特例) 第 19 条 前条第 2 項但し書の規定にかかわらず、第 4 条第 4 項に規定する施設等選挙区のうち<u>この法人の活動部会に基づいた選挙区</u>（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第 50 条第 4 項に規定する活動部会の部会長が、当該部会の合意を得て、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、推薦された立候補者に対する投票は行わない。 <u>第 2 項削除</u>	(5)投票及び開票の管理 (6)投票の有効または無効の判定 (7)選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知 (8)その他代議員選挙に必要な事項 (省略) 第 3 章 代議員の選出手続き (省略) (施設等選挙区の特例) 第 19 条 前条第 2 項但し書の規定にかかわらず、第 4 条第 4 項に規定する施設等選挙区のうち<u>別表 2 の選挙区第 1 区から選挙区第 5 区まで</u>（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第 50 条第 4 項に規定する活動部会の部会長が、当該部会の合意を得て、<u>当該部会と関連の深い選挙区について</u>、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、同選挙区から他の候補者がいない場合は、推薦された立候補者に対する投票は行わない。
---	--

(省略) (最低得票数) 第 21 条 <u>定款第 13 条第 3 項第 3 号本文の規定より、選挙による得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲にあっても、その得票数が 3 に達しないときは、その当選を認めない。</u> 2 <u>(削除)</u> (省略) (代議員の資格喪失) <u>第 24 条 (削除)</u> (補欠の代議員) <u>第 24 条</u> 委員会は、代議員が<u>定款第 13 条第 3 項</u>に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において<u>当該選挙区で得票数 3 以上で次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。</u> 2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもな	(省略) (最低得票数) 第 21 条 得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲内にあっても、その得票数が 3 票に達しないときは、その当選を認めない。 2 第 19 条に規定する施設等選挙区のうち施設会員選挙区については、前項の規定は適用されない。 (省略) (代議員の資格喪失) 第 24 条 代議員は、<u>定款第 9 条から第 11 条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。また、第 4 条第 3 項の選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外の都道府県に移動した場合は、代議員資格を失う。</u> (補欠の代議員) <u>第 25 条</u> 委員会は、代議員が<u>第 5 条</u>に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。 2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもな
---	---

お、定款第 13 条第 3 項に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第 14 条から第 23 条までの規定を準用する。

3 施設会員選挙区選出の代議員が定款第 14 条により資格喪失した場合には、第 19 条の規定を準用して、当該選挙区の部会長は、補欠の代議員を推薦するものとし、推薦された立候補者に対する投票は行わない。

4 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。

第 4 章改正

(省略)

附則(平成 26 年 1 月 23 日改正)

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則(2020 年 12 月 24 日改正)

この規程は、2020 年 12 月 24 日から施行する。

附則(2021 (令和 3) 年 9 月 30 日改正)

この規程は、2021 (令和 3) 年 9 月 30 日から施行する。

附則 (2025 年 2 月 2 0 日改正)

この規程は、2025 年 3 月 1 3 日から施行する。

別表 1 削除

お、第 5 条に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第 14 条から第 23 条までの規定を準用する。

3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第 19 条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。

4 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。

第 4 章改正

(省略)

附則(平成 26 年 1 月 23 日改正)

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則(2020 年 12 月 24 日改正)

この規程は、2020 年 12 月 24 日から施行する。

附則(2021 (令和 3) 年 9 月 30 日改正)

この規程は、2021 (令和 3) 年 9 月 30 日から施行する。

別表 1

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木

別表 2 削除

県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都(海外を含む) 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

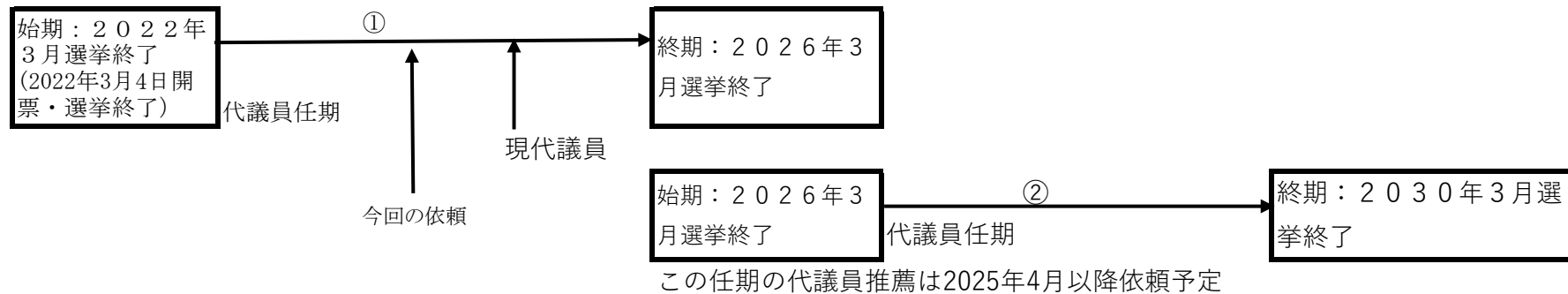
別表 2

<u>選挙区</u>	<u>内容</u>
<u>第 1 区</u>	<u>公共図書館</u>
<u>第 2 区</u>	<u>大学図書館</u>
<u>第 3 区</u>	<u>短大・高専図書館</u>
<u>第 4 区</u>	<u>学校図書館</u>
<u>第 5 区</u>	<u>専門図書館</u>
<u>第 6 区</u>	<u>市民団体</u>
<u>第 7 区</u>	<u>地域図書館団体</u>
<u>第 8 区</u>	<u>図書館研究団体</u>

日本図書館協会代議員の任期について

2025.03.19

資料③



日本図書館協会定款

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は、選任から3年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。
ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。以下略

来年度の各ブロックの総会時期は、6月以降と考えられるので、2025年度当初の時期に、2026年3月選挙終了後の代議員候補推薦を依頼する必要がある。

公共図書館部会代議員選出にあたってのQ & A

2025 年 3 月 19 日

公共図書館部会

1 今般の日本図書館協会の定款改正により、代議員について、任期や選ばれる者に変更はあるか。

代議員任期は概ね 4 年で、これについては変更がない。今後は施設等会員が選ばれ、施設等会員代表者が代議員業務にあたるが、あらかじめこの法人に届けて指定する者に代議員業務をあたらせることができることになった。また施設等会員代表者は、定款第 7 条第 2 項に規定されている「その会員の権利を行使する一人の者」となっており、通常は図書館長となる。

また、代議員の任期と資格喪失は、定款改正案第 14 条により「(代議員の任期と資格喪失) 第 14 条 代議員の任期は、選任から 3 年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第 9 条から第 11 条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。以下略」となります。定款第 9 条は任意退会、第 10 条は除名、第 11 条は会員資格の喪失などによります。(当協会の HP をご参照ください。)

<https://www.jla.or.jp/jla/teikan/tabid/189/Default.aspx>

繰り返しますが、代議員任期は概ね 4 年で、施設会員が選ばれ、施設等会員代表者が代議員業務にあたるが、あらかじめこの法人に届けて指定する者に代議員業務をあたらせることができると変わります。

また、現在の代議員任期は、次の代議員選挙の終了時までとなり、2026 年 2 月ごろの代議員選挙終了後となります。その選挙後は新しく選ばれた代議員がおおむね 4 年間の任期を務めることとなります。

2 代議員の任期が 4 年となったのはいつからか。

日本図書館協会は平成 26 (2014) 年 1 月 21 日に法人登記し、その日から定款を施行しております。この定款第 14 条で「代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙の終了の時まで」としており、登記後定款改正はしていません。2014 年 1 月 21 日からです。ただし、今回 (2025 年 3 月 13 日) の定款改正により「(代議員の任期と資格喪失) 第 14 条 代議員の任期は、選任から 3 年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。」と変えています。選挙の時期によっては 4 年後にならないため文言を改めました。

3 公共図書館部会の代議員選出はどのようになるか。

公共図書館部会規程「(協会代議員の推薦) 第 12 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する。

2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、理事会

から依頼された代議員の必要候補者数を各地区施設会員の会員数に鑑みて、依頼する。

3 前項により推薦した代議員が欠けた場合には、部会長は、当該代議員が欠となる地区から速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。」という規定により部会内で対応している。各地区の推薦報告だけでなく公共図書館部会幹事会の承認を経て部会長から選挙管理委員会に推薦し、選挙管理委員会の確認があつて初めて代議員となる。

現在各地区 2 名の代議員候補の推薦をお願いしている。

4 今般の定款第 13 条第 3 項第 1 号の改正に伴い、施設等選挙区の代議員数が変わる（増える）可能性はあるか。また、変わる場合はそのタイミングはいつか。

代議員の定数は、代議員選挙規程第 5 条第 2 項の「代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の 9 月 1 日現在の正会員数を基準に、定款第 13 条第 3 項により算定する。」とあります。近く行われる選挙は、2025 年 9 月 1 日の正会員数に基づき、選挙管理委員会が算定することになります。おおむね 10 月ごろに決まると思います。公共図書館の施設会員の数に応じて代議員数は決定されます。公共図書館部会が日本図書館協会から代議員数の増や減を求められれば、部会幹事会で定数を増減することが必要になります。しかし、現在の総代議員数 86 は、定款第 13 条第 1 項の「代議員は、定款第 6 条に定める正会員の個人会員及び施設等会員からそれぞれ選出し、その合計を 70 名以上 100 名以内とする。」とする改正案の下限、上限から 16, 14 の隔たりがあり、当面増減は考えられないと思います。2025 年 1 月 31 日現在の公共図書館部会の施設会員数は 1169 で定款第 13 条第 3 項第 1 号の「選挙区ごとに 1 人の代議員を置き、以後正会員 100 人を超えるごとに代議員 1 名を追加する。」の規定により 12 名の代議員を推薦することの根拠となっています。なお、施設等会員という表現がありますが、「等」には団体会員をさすことになります。しかし、団体会員は別の選挙区があり、公共図書館部会で施設等会員数に入れることは望ましくないと考えています。